

## 第37号議案

東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を、  
次のように制定するものとする。

平成30年6月13日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条  
例

別紙のとおり

提案理由

公共下水道事業計画区域内の負担区及び単位負担金額を定めるため提案する。

東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表に次のように加える。

豊岡第2・平田・清田・竹谷東・竹谷西・鹿島・金平・形原第3・西浦西負担区	430円
--------------------------------------	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。  
（蒲郡市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の一部改正）
- 2 蒲郡市公共下水道区域外流入分担金に関する条例（平成19年蒲郡市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項中「西浦負担区」を「豊岡第2・平田・清田・竹谷東・竹谷西・鹿島・金平・形原第3・西浦西負担区」に改める。  
（蒲郡市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による改正後の蒲郡市公共下水道区域外流入分担金に関する条例第5条第1項の規定は、平成31年3月1日以後に賦課する蒲郡市公共下水道区域外流入分担金について適用し、同日前に賦課した蒲郡市公共下水道区域外流入分担金については、なお従前の例による。